衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月16日(金)、第14回の委員会が開かれました。

- 1 少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)
 - ・原案及び修正案に対し、階猛君(立民)、藤野保史君(共産)、串田誠一君(維新)及び高井崇志君(国民)が討論を行いました。
 - 修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
 - (賛成一立民、国民 反対一自民、公明、共産、維新)
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 (賛成-自民、公明、国民 反対-立民、共産、維新)
 - ・奥野信亮君外3名(自民、立民、公明、国民)から提出された附帯決議案について、稲富修二君(立 民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
 - (賛成一自民、立民、公明、維新、国民 反対一共産)
- 2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
 - ・上川法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

(質疑者) 稲田朋美君(自民)、串田誠一君(維新)

(質疑者及び主な質疑事項)

稲田朋美君(自民)

- (1) 婚氏続称制度
 - ア 婚氏続称制度の導入時期及び立法事実
 - イ 婚氏続称を選択した場合の民法上の氏
 - ウ 復氏をした上で婚氏が続称される制度とした理由
 - エ 離婚に際して復氏を行い新戸籍を編製した者が子の親権者となった場合に当該親権者と子の氏及 び戸籍は一致するのか否かについての確認
- (2) 通称使用
 - ア 通称使用の限界として指摘されている内容
 - イ 旧姓を法的に使用することができない日本以外の国の有無
 - ウ 民法を改正して旧姓を法的に使用することができる制度とすべきとの考えに対する法務大臣の見 解
- (3) 最高裁判所の小法廷から大法廷への事件の回付理由
- (4) 同性婚の当事者がいずれも外国人でありその双方の本国で有効に同性婚が成立している場合には配偶者の在留資格が認められるが、同性婚の当事者の一方が日本人である場合には同性パートナーに配偶者の在留資格が認められないのは不平等であるため、同性婚の当事者の一方が日本人である場合にも配偶者の在留資格を認めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (5) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により拉致問題を解決するための努力義務が課されている「国」には裁判所も含まれるか否かについての最高裁判所当局の見解
- (6) 法廷警察権であっても表現の自由や法律に違反することはできないとの考えに対する最高裁判所当 局の見解

串田誠一君(維新)

- (1) 国連の児童の権利委員会の「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」の勧告内容についての政府の見解
- (2) 我が国の親子法制が法律面及び運用面のいずれも子どもの利益の観点から必ずしも十分ではないとの(1)の勧告の指摘と我が国は子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を遵守しているとの答弁との整合性についての法務省の見解
- (3) (1)の国連勧告に対する対応の確認
- (4) 我が国において親による子の連れ去り事例が多数発生しているとの欧州議会で採択された決議に対する我が国の返答内容の確認
- (5) (4) の欧州議会の決議に対する返答を書面で行ったか否かの確認
- (6) (4) の欧州議会の決議に記載された「チャイルド・アブダクション」の日本語訳についての外務 省の見解
- (7) 「アブダクション」が辞書では「拉致」や「誘拐」と訳されていることの確認
- (8) 法務省が公表している「24か国海外法制調査」を踏まえた父母の離婚に伴う子の養育に関する我が 国の法制度の在り方についての法務大臣の見解